



公文書公開（一部公開）決定通知書

北ア広5総第 62号

令和5年11月28日

全国市民オンブズマン連絡会議

事務局長 新海 聡 様

実施機関名 北アルプス広域連合
広域連合長 牛越



令和5年11月27日付で公開の請求のありました公文書公開について、次のとおり決定しましたので、北アルプス広域連合情報公開条例第6条の規定に基づき準用する大町市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称等	北アルプス広域連合議会令和5年11月定例会における「損害賠償請求事件に係る和解」に係る議案及び説明資料
公開の方法	1 閲覧 2 聴取又は視聴 3 写し等の交付（郵送希望 <input checked="" type="checkbox"/> ・無）
決定の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 2 一部公開
公開できない部分	
公開できない理由	
公開する日時	令和5年11月28日
公開する場所	郵送による
公開できない部分を公開することができる期日	
担当	北アルプス広域連合総務課総務係 電話：0261-22-6764
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。	

注意事項

- 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめご連絡ください。事前の連絡がなく、指定された日に来庁しない場合は、請求の意思がなくなったものと判断します。

議案第29号

損害賠償請求事件に係る和解について

消防救急デジタル無線設備整備工事談合に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月20日 提出

北アルプス広域連合
広域連合長 牛 越 徹

令和5年11月 日 議決

記

1 事 件 令和2年(ワ)第133号損害賠償請求事件

2 当事者 原告 北アルプス広域連合
被告 株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、
沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、
株式会社日立国際電気

3 係属裁判所 長野地方裁判所松本支部

4 和解の内容

- (1) 被告株式会社富士通ゼネラルは、原告に対し、本件解決金として、6,714万6,670円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告株式会社富士通ゼネラルは、原告に対し、前項の金員を令和6年1月31日限り、銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告株式会社富士通ゼネラルの負担とする。
- (3) 原告は、被告株式会社富士通ゼネラルに対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告は、被告日本電気株式会社、被告沖電気工業株式会社、被告日本無線株式会社及び被告株式会社日立国際電気に対する本件各請求をいずれも放棄する。

- (5) 原告及び被告らは、原告と各被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

損害賠償請求事件に係る和解について

1 事案の概要

平成24年3月8日に実施した消防救急デジタル無線整備事業の指名競争入札において、指名業者であった被告ら(5社)は、これに先立って(株)富士通ゼネラルが落札できるように調整行為を行った。

本件は、このような調整行為により、(株)富士通ゼネラルの実際の落札価格と被告らのかかる行為がなかったと仮定した場合に想定される落札価格との差額等の損害が北アルプス広域連合に発生したことから、被告らに対して、かかる損害の賠償を請求する事案である。

2 主な経過

- H24. 3. 8 消防救急デジタル無線整備事業入札 (株)富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部が落札
(落札価格4億110万円 落札率84.9%)
- H24. 3.23 契約(広域連合議会3月臨時会)
- H29. 2. 2 公正取引委員会が、被告ら5社に排除措置命令。
被告らのうち(株)日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令。
- H29. 8. 1 (株)富士通ゼネラルが、公正取引委員会に対し、上記命令の取消請求訴訟を東京地裁に提起

R 4. 3. 3 東京地裁判決 請求棄却により、原告敗訴

3.17 (株)富士通ゼネラルが控訴

R 5. 5.31 東京高裁判決 控訴棄却により、控訴人敗訴

(株)富士通ゼネラルが、上告及び上告受理申立

- R01.11 (株)富士通ゼネラルによる、上記の取消訴訟が係属し、命令確定の見通しが立たないなか、(一財)全国消防長会顧問弁護士の同問題に関する見解が修正されたことにより、民法に基づく損害賠償請求権の行使について検討する(松本広域及び伊那広域消防本部と情報交換)。
- R01.12.05 弁護士と面談。時効期間延長を図るため、催告の手續が必要との助言により準備を進める。
- R01.12.11 正副連合長会議で、経過及び今後の方向性について説明を行う。

R02.01.16	通知書の発送により、(株)富士通ゼネラルを含む5社に対する催告を行う(損害賠償金納入期限を書面到達から1ヶ月に設定)。
R02.03.12	受任通知書送付(株)富士通ゼネラル宛)。支払い拒否の場合は、5社を相手方として訴訟提起する方向で調整を進める。
R02.05.29	5月定例会で「訴えの提起」を議決
R02.06.22	訴状を提出
R02.08.05	第1回口頭弁論
R05.08.30	長野地方裁判所松本支部が和解案提示

3 北アルプス広域連合の請求と裁判所和解案

(1) 北アルプス広域連合の請求

請求額 8,929万6,860円 弁護士費用 892万9,686円

※ 損害額の算定

下記①～③の条件による平均落札率66%を本件予定価格に乗じて差額を求めたもの(工事、委託業務及び物品購入の区別なし)

- ①平成26年4月9日(調整行為の影響がないものと認定された時期)以降に行われたもの
- ②指名競争入札の形式で実施されたもの
- ③被告富士通ゼネラルが落札したもの

(2) 裁判所和解案

解決金 6,714万6,670円

※ 解決金の算定

入札書記載金額と最低制限価格の差額(税抜)を求めたもの

- ・ 入札書記載金額 3億8,200万円
- ・ 最低制限価格 3億1,485万3,330円

(3) 訴訟費用

弁護士事務所との委任契約

- ・ 弁護士報酬(経済的利益の15%) 9,900,000円
- ・ 実費 37,735円 計 9,937,735円

4 和解の理由

- ・ 和解勧誘が、裁判所の判断に基づくもので判決に近い相当の重みがある。
- ・ 和解案で示されている金額は、裁判所が調整行為の存在を前提として、当時の工事における落札額と最低制限価格の差額を用いたものであり、実際には、その金額以下では入札が成立しなかったことから、合理的な金額であると考えられる。

令和2年(ワ)第133号 損害賠償請求事件

原告 北アルプス広域連合

被告 株式会社富士通ゼネラル外4名

令和5年10月2日提示

長野地方裁判所松本支部民事合議係

和解条項案

本件について、現時点の証拠関係や当事者の意向等を踏まえ、下記の和解条項案のとおり、和解を勧奨します。

記

- 1 被告株式会社富士通ゼネラルは、原告に対し、本件解決金として、6714万6670円の支払義務があることを認める。
- 2 被告株式会社富士通ゼネラルは、原告に対し、前項の金員を令和6年1月31日限り、下記の銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告株式会社富士通ゼネラルの負担とする。

記

銀行名

名義人

口座番号

- 3 原告は、被告株式会社富士通ゼネラルに対するその余の請求を放棄する。
- 4 原告は、被告日本電気株式会社、被告沖電気工業株式会社、被告日本無線株式会社及び被告株式会社日立国際電気に対する本件各請求をいずれも放棄する。
- 5 原告及び被告らは、原告と各被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。 以上